

みずほ変動金利定期預金（自動継続方式）規定 新旧対比表

条項	改定前	改定後
5. 預金の解約、 書替継続	新設	(3) この預金は当行所定の日をもって、スーパー定期として取り扱うものとします。 (4) 当行所定の満期日以後非継続扱いとなっている変動金利定期預金については、当行所定の日をもって、解約するものとし、解約代わり金を総合口座普通預金または同一支店の普通預金に入金するものとします。当該解約手続完了後、当該預金にかかる通帳及び証書は解約済みとして取り扱うものとします。なお、当該預金の満期日以後の利息については、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
—	(2021年1月17日現在)	(2024年12月8日現在)